

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年9月5日（月）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

# 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和4年9月5日(月)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 13名
  4. 総会に出席した農業委員の数 12名  
会長(議長) 14番 杉山 篤勇  
委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則  
3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆  
5番 住田 賀津彦 6番 関口 卓司  
7番 大崎 章 8番 金坂 隆男  
9番 高橋 順子 10番 松田 治之  
13番 石坂 誠一
  5. 総会に欠席した農業委員の数 2名  
11番 北田 直喜 12番 谷越 彦茂
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名  
加積地区 西田 八朗
  7. 議事録署名委員  
1番 稗苗 史絵 3番 宮坂 博一
  8. 総会に出席した職員  
事務局長 矢野 道宝 庶務係長 高森 玲子  
主査 本田 陽一 主事 小川 聡志  
主事 小林 智樹

---

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度9月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番稗苗委員、3番宮坂委員をお願いいたします。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が295㎡です。

【議案第32号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 事務局からの説明の通りである。歯科医院の駐車場として求められた。何も問題はないかと思われる。よろしくをお願いします。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第32号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和4年7月受付分）について  
・非農地判断について  
・農地パトロール（利用状況調査）の結果について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

**【閉 会：午後2時10分】**

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第32号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（商業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は歯科医院を経営しており、患者数の増加に対応するため新たに駐車場が必要となりました。患者の利便性を考慮し新たな駐車場を医院から半径100 mの範囲で探しましたが、月極駐車場は満車で適当な駐車場は見つからず、医院に隣接する申請地を駐車場とする計画であります。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事業所拡張敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		